

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）拠出金	種別	任意拠出金	30年度 予算額	13,119千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等・目的：国連人権高等弁務官のポストは、1993年6月の世界人権会議の最終文書として採択された「ウィーン宣言及び行動計画」の勧告に基づき、同年12月20日に第48回国連総会決議48/141により創設された。人権高等弁務官事務所は、同弁務官を長とし、国連事務局の人権担当部門として機能する。国連事務局の中で人権を包括的に扱う唯一の機関である（加盟国数は国連加盟国に準ずる。）。本部はジュネーブ（スイス）にあり、人権享受の普遍的な促進、人権に係る国際協力の促進、人権に係る国際的基準の普遍的実施の促進等を事業の目的としている。具体的には、ジュネーブで年3回行われる国連人権理事会の事務局及び主要な人権条約委員会の事務局としての役割を果たしている。また、近年は特に、人権侵害が行われている国でのフィールド（現地）事務所における活動に重点を置いている。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、特別手続（special procedures。国連人権理事会において、国別又はテーマ別の人権分野において独立専門家が報告等を行う。）やOHCHR フィールド事務所の活動支援費用等の経費に充てられる。これをもって、国際社会における人権・法の支配・民主主義等の促進に貢献する。特に、日本が進める人権外交の中で最も重要視している北朝鮮の人権状況の改善に関し、北朝鮮の人権状況特別報告者や北朝鮮の人権状況の監視・記録を強化するために設置されたソウル現地事務所を含めたOHCHRの関連部署を支援すること等により、拉致問題の解決を目指すことを目標とする。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<p>・OHCHRは、国連の中で人権を包括的に扱う唯一かつ最も影響力のあるフォーラムである人権理事会の事務局機能を果たしている。人権理事会は、年3回開催、年間10週間にわたって開催され、人権理事会における人権関連決議案が毎年120本程度作成される。また、国連加盟国（193か国）全ての国の人権状況を普遍的に審査する枠組みである普遍的・定期的レビュー（UPR）等も人権理事会の重要な機能である。これに加えて、OHCHRは、人権関連決議によって設定される特別手続や各種人権条約体の事務局機能も果たしている。さらに、人権状況改善に向けた技術協力を行う観点から、地域事務所を世界中に展開しており、ジュネーブ本部をはじめ、ニューヨーク事務所、12の地域事務所、14の各国事務所を有し、世界の人権状況の改善に向けた取組を進めている。</p> <p>・OHCHRは4年ごとに重点的に取り組む分野やそのための目標や戦略等を定めている。「OHCHR マネジメント・プラン 2014-2017」によれば、2014年から2017年は、優先課題（thematic priorities）として、以下の6点が掲げられた：①国際人権メカニズムの強化、②平等の促進及び差別への対抗、③不処罰との戦い並びに説明責任及び法の支配の強化、④開発及び経済領域への人権の組入れ、⑤人権民主主義空間の拡大、⑥紛争、暴力及び不安定の状況における人権に関する早期警戒及び保護。2018年から2021年は、以下の6つの柱が掲げられている。：①人権メカニズム（人権理事会、特別手続、UPR、各種人権条約体等の総称）の支援、②人権を通じた持続可能な開発の推進、③人権侵害の予防と人権保護の強化、④平等の推進と差別への対抗、⑤法の支配の主流化と人権侵害への説明責任、⑥市民参加及び市民が自由に活動できる領域（シビック・スペース）の確保。</p> <p>・また、OHCHRは、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて取り組んできている。2017年のOHCHRの計画や予算の必要性等について記載した「人権アピール 2017」（2017年2月）においても、重要な戦略分野として2030アジェンダ全体の促進を掲げている。</p> <p>・具体的な取組や活動の成果について、加盟国に配布される年次報告書や、プレスリリースによって発信される。これらはホームページに掲載され、広く一般に発信されている。OHCHRによる対外発信内容は、各国メディアやNGOによって頻繁に取り上げられ、人権分野における国際世論の形成に大いに寄与している。</p> <p>・2017年の年次報告書では、様々な分野の成果について記載されているが、女性、障害者、性的マイノリティー、人種等に基づく差別に対する取組についての進展について進展があったとしている。</p> <p>・直近の人権理事会の会期では、第36回（2017年9月11日～29日）では48本、第37回（2018年2月26日～3月23日）では56本の決議、決定、議長声明等が採択された。</p> <p>・人権は安全保障や開発等その他の分野と重なる部分が多く、OHCHRと他の国連機関との連携が進められている。また、OHCHRは上述の戦略的活動分野の遂行に関し、国連総会、国連安全保障理事会等との連携を進めている。また地域事務所においては、国連カントリーチーム、国連ミッション、その他の活動との間で「HUMAN RIGHTS UP FRONT（人権を最優先に）」（※）の観点から、連携がなされている。（※国連の活動は人権分野への配慮が成されるべき（HUMAN RIGHTS UP FRONT）であり、深刻な人権侵害に対する効果的な予防と対応が重要との潘基文国連事務総長（当時）の提言に従い、治安及び開発分野に関する案件にはOHCHR地域事務所・OHCHR人権オフィサーが関与している。具体</p>						

	<p>例としては、OHCHR が主導して国又は地域レベルで人権侵害の潜在的リスクについて分析し、安全保障理事会へのブリーフィングの開催や、国連職員への研修等を行うことにより、OHCHR 以外の国連機関においても人権侵害の予防及び対応が行われるよう連携していることが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本は、OHCHR が事務局機能を努める人権理事会の理事国として、また、国連総会や安全保障理事会においてその意思決定プロセスに積極的に参加し、また、日・OHCHR 政策協議における協議を通じ、その目標実現を推進している。</li> </ul>
<p>2 組織・財政マネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連行財政規程規則に則り、国連会計検査委員会 (Board of Auditors, BOA) により、国連全体として監査が行われている (直近の監査報告は 2017 年 7 月に提出。)</li> <li>・内部監査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国連内部監査部 (Office of Internal Oversight Services, OIOS) による内部監査が毎年テーマ別で実施されている (直近の内部監査: 2018 年 3 月 29 日報告 (カンボジアにおける OHCHR の活動。評価、調達、小口現金、環境活動及び事業継続計画を強化すべきとの指摘あり。これらの指摘に対しては、指摘事項別に責任者が割り当てられ、全て受け入れる旨回答されており、その実施に当たっては、それぞれ施行期日が設定され、現在対応が行われている。)。また、2017 年 3 月 17 日には OIOS による OHCHR 全体の評価レポートが公表された。同レポートでは、OHCHR フィールド事務所の包括的な展開戦略の策定、部内の知見共有の強化、勧告の実施に関する加盟国への支援手順の改善等が指摘された。</li> </ul> </li> <li>・財政状況の報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政状況については、年次活動の報告と併せて、国連人権高等弁務官により日本を含む各国の政府代表部に対し適宜適切に説明が行われており、また、年次報告 (UN Human Rights Report) を OHCHR のホームページに掲載している。</li> <li>・報告・提出月: 2018 年 5 月 (2017 年 1 月~12 月)</li> <li>・詳細な監査報告の結果については記載がないものの、内部評価の結果、様々な勧告がなされ、勧告に向けたアクションプランが実施され、6 か月ごとのモニターが行われている旨記載あり。</li> <li>・日本からの拠出金が充てられたプロジェクトのうち 1 件につき、執行残額が 69,907 ドル、執行済額が 30,093 ドルとなっている。これは、そもそも各国の拠出の時期にばらつきがあったことに加え、当該プロジェクトへの拠出は主に人件費に使用される予定であったが、当該職員の着任が遅れ、上記報告書作成時には支出が出来なかったためである。</li> </ul> </li> <li>・OHCHR の資金は適正に利用されているものの、更なるコスト削減や合理化を追求すべく、機構改革に取り組んでいる。人権理事会の場合でも、現人権理事会議長の人権理事会効率化のイニシアティブの下で積極的な議論を行っている。</li> <li>・OHCHR マネジメント 2014-2017 年の目標達成状況についても結果を公表し、次期マネジメント 2018-2021 に活用している。2017 年の UN Human Rights Report によると、2014 年から 2017 年の間に、以下の 8 つの分野において著しい進展があったとしている。2017 年の達成状況は、①戦略的意思決定及び適時の実行 (94%)、②組織・制度等の効率性の向上 (85%)、③ジェンダーの視点の効果的導入 (89%)、④人権メカニズムの有効性向上 (84%達成)、⑤フィールド支援の有効性向上 (85%達成)、⑥OHCHR スタッフの能力向上 (87%達成)、⑦各国等の OHCHR への意識、理解及び支持の向上 (84%達成)、⑧人的及び財政的資源の効率的マネジメント (97%達成) としている。</li> <li>・上記内部監査に加え、OHCHR 独自の内部評価も行われている。</li> <li>・日本は、人権理事会や国連総会第 5 委員会等の場を通じて、OHCHR に対し、効率的な運営や財源の有効活用を見据え、真に必要な課題に適切に対処できる体制を築くことが必要である旨主張してきており、各国の賛同を集めている。</li> </ul>
<p>3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣総理大臣や外務大臣が施政方針演説や外交演説において、人権・民主主義といった基本的価値の推進に言及しているように、普遍的価値たる人権の保護・促進を推進する人権外交は日本の重要課題のひとつである。</li> <li>・OHCHR は国連の中で人権を包括的に扱う唯一の機関として、特に、日本が進める人権外交の中で最も重要視している北朝鮮の人権状況の改善に関し、北朝鮮の人権状況特別報告者や北朝鮮の人権状況の監視・記録を強化するために設置された OHCHR ソウル事務所を通じて、同課題の推進に貢献しており、日本の主要外交課題である拉致問題の解決に向け、非常に重要な役割を果たすことが期待される。</li> <li>・人権理事会では、日本が EU と共に提出している「北朝鮮人権状況決議」を 11 年連続 11 回、国連総会では 13 年連続 13 回採択してきており、日本が重視する北朝鮮による拉致問題の解決を含む北朝鮮の人権状況改善に向け、国際社会の世論を形成する大きな機運となっている。このように、北朝鮮を始め人権理事会決議において決定された人</li> </ul>

権状況の監視等に OHCHR は主要な役割を果たしてきている。

- ・2017年9月、10月及び2018年2月には、ソウル事務所の活動を通じて収集された情報等に基づき、北朝鮮人権状況特別報告者や国連事務総長による報告書が提出された。いずれの報告書も拉致問題解決の重要性を訴えている。
- ・2017年3月には、人権理事会に日本がEUと共同提出した北朝鮮人権状況決議により、北朝鮮による人権侵害に係る説明責任の問題に重点的に取り組む観点から、同事務所を含むOHCHRの能力強化が決定されていたところ、2018年3月の同決議により、同能力強化のプロセスの加速化が決定されている。
- ・本件拠出金は、2017年は特別手続、強制失踪作業部会、カンボジア事務所、ソウル事務所のための費用に充てられた。
- ・日本は、上記のとおり、これまで11年連続11回、人権理事会に北朝鮮人権状況決議を提出しており、賛成多数又は無投票で採択されている。更に、人権理事会では、日本が主提案国であるカンボジア人権状況決議及びハンセン病差別撤廃決議が採択（2017年6月）されており、OHCHRはこれらの決議で決定された活動も実施している。
- ・OHCHRは、人権理事会決議において決定された人権状況の監視等を実施することから、日本も人権理事会決議を通してその意思決定プロセスに積極的に参加している。日本は、これまで、2006年6月～2011年6月、2013年1月～2015年12月の3期、8年にわたり人権理事会理事国を務めてきた経緯があり、直近では、2016年10月の選挙で当選し、2017年1月～2019年12月まで理事国を務めている。2020年1月～2022年12月も任期を続けるべく、2019年秋に予定されている選挙に立候補している。
- ・日本は、2006年より毎年1回、外務大臣政務官が人権理事会ハイレベルセグメントに出席している。2018年2月にも、堀井学外務大臣政務官が同理事会ハイレベルセグメントに出席し、拉致問題の早期解決の重要性を訴えるとともに、日本の人権外交に関する取組等につき述べた。
- ・2017年7月、東京において、第1回日・OHCHR政策協議が開催され、日本とOHCHRのパートナーシップのあり方や、人権分野等における日本の取組等につき意見交換を行った。また、日本側からは、北朝鮮による拉致問題の早期解決に向けた理解と協力を求めた。同政策協議は、今年度以降も定期的に行う予定。

4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	193	678	12	0	1.77%	14	0

その他特記事項：

- ・日本は、OHCHRが事務局を務める主要な人権条約委員会、日本人委員を継続的に確保している。自由権規約委員会では岩澤雄司委員、女子差別撤廃委員会では林陽子委員長、児童の権利委員会では大谷美紀子委員、障害者権利委員会では石川准委員、強制失踪委員会では寺谷広司委員、人種差別撤廃委員会では洪恵子委員が現在任期を務めており、日本人の条約体委員は6名となる。加えて、人権理事会諮問委員会には、小畑郁委員が在任しており、世界で最も多く委員を輩出している国となっている。
- ・これまで、OHCHR本部の職員が訪日する機会等様々な場面を活用し、日本人職員の採用につき、働きかけを行っている。

5 PDCAサイクルの確保等	PLAN	本拠出金については、必要額が「人権アピール」によって公表。
	DO	同アピール検討の後、日本の拠出金支払。OHCHRによる予算案執行。事業の実施。
	CHECK	監査報告書等による運営活動の成果を評価。
	ACT	監査結果等を踏まえ、人権理事会や不定期の協議を通じて運営等における要改善事項を申し入れ。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本からの拠出金については、上記2の年次報告等により適切に使用されていることを確認している。</li> </ul>	

担当課室名 人権人道課